

保育利用時間変更手続き（保育標準時間・短時間）について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、保育所入所・認定要件によって、保育所を利用できる時間が下記のとおり標準時間と短時間に分かれます。

つきましては、保育所入所・認定要件に変更が生じ、保育利用時間の変更が必要となる場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1、保育利用時間と保育所入所・認定要件

保育必要量の区分	保育所入所・認定要件	保育を利用できる時間
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ●就労時間 ●就学時間 ●介護・看護 	○保育所（園）を利用できる時間 7:00～18:00 【上記時間内で1日あたり最長11時間】
	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産（※1） ●災害復旧 	
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>就労時間（※2）</u> ●<u>就学時間（※2）</u> ●介護・看護 	○保育所（園）を利用できる時間 8:30～16:30 【上記時間内で1日あたり最長8時間】
	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業取得時の継続利用（※3） ●求職活動 	

※1 出産予定日から起算して産前8週間となる日が属する月の初日から、産後8週が経過する日の翌日が属する月の月末まで。

（例）出産予定日が7月10日で、出産後育児休業を取得する場合

5月1日から9月30日まで標準時間。10月1日から短時間。

※2 保育短時間に該当する就労、就学時間（月64時間以上、月120時間未満）のうち、
・1日の就労等に係る時間が6時間以上（休憩時間含む）を常態としていると認められる場合

・勤務時間、通勤時間を含めて保育短時間の時間帯（8:30～16:30）を越える場合に該当する場合は、標準時間とすることができる。（平成27年度のみ措置）

※3 育児休業から復職する1ヶ月前の日が属する月の初日からは、復職先が標準時間に該当する就労要件に限り、標準時間で利用できる。

（例）復職日が6月25日の場合。

復職1ヶ月前の日5月25日⇒5月1日から標準時間。4月30日まで短時間。

2、保育利用時間変更申請

保育利用時間の変更（切替）については、原則月単位となります。

※月途中での保育利用時間の変更はできません。途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育（有料）を利用していただくこととなります。（利用料については、決まり次第ご連絡します。）

【保育利用時間変更申請方法】

①保育時間を変更したい月の前月の20日（休日の場合は翌開庁日）までに市役所へ来庁し、支給認定変更申請書（申請に来られた際に記入していただきます。）を提出。



②申請の翌月から、保育利用時間が変更となる。

※保育利用時間変更申請の際には、保育所入所・認定要件が変更となることを証明する書類（求職活動⇒就労の場合は勤務証明書）の提出が必要となりますが、勤務開始以降でない勤務証明書が発行されない等の理由により、申請時に証明書類を提出できない場合であっても申請することができます。（ただし、変更申請してから1ヶ月以内に提出する必要があります。）

【問い合わせ先】

大野城市子育て支援課保育所・幼稚園担当 TEL 092(580)1864（直通）